



鳥取県公報

平成 27 年 6 月 26 日 (金)
第 8 7 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農用地利用配分計画の認可 (455) (経営支援課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (456) (経済産業総室) 3
	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の指定 (457) (医療指導課) 3
	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の失効 (458) () 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (21) (教育総務課) 3

告 示

鳥取県告示第455号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から申請のあった次の農用地利用配分計画を平成27年6月22日認可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
米子市淀江町西原518 谷田 稔	米子市淀江町淀江、淀江町西原及び淀江町福井の一部
米子市福市500-1 中谷 繁子	米子市福市の一部
米子市夜見町2345-1 泉 新一	米子市彦名町及び夜見町の一部
西伯郡伯耆町坂長1223-1 志直 充年	米子市下安曇の一部
米子市長砂町310-4 小谷 空	米子市今在家の一部
米子市下新印1206 株式会社柳谷ファーム	米子市古豊千、水浜、赤井手、高島、上新印、下新印、一部及び東八幡の一部
倉吉市巖城1601-3 吉村 年明	倉吉市上余戸及び大原の一部
倉吉市尾原500-1 農事組合法人灘手東部	倉吉市穴沢の一部
岩美郡岩美町大字岩常699-1 農事組合法人ドリームファーム二上	岩美郡岩美町大字岩常の一部
岩美郡岩美町大字大谷58 農事組合法人大谷生産組合	岩美郡岩美町大字大谷の一部
岩美郡岩美町大字岩常132 横田 博則	岩美郡岩美町大字岩常の一部
岩美郡岩美町大字新井550 福上工業株式会社	岩美郡岩美町大字本庄の一部
東伯郡琴浦町大字別宮568-1 農事組合法人別宮営農組合	東伯郡琴浦町大字別宮の一部
鳥取市大覚寺150-78 株式会社アール企画	東伯郡北栄町六尾の一部
東伯郡北栄町六尾324 井中 信一	東伯郡北栄町六尾の一部
倉吉市津原700-1 農事組合法人津原ファイヤフライズ倶楽部	東伯郡北栄町大島の一部
東伯郡北栄町原1218-1 秋山 充雄	東伯郡北栄町六尾の一部
倉吉市中江299-8 K I S H I D A 総業株式会社	東伯郡北栄町下神の一部
東伯郡北栄町妻波1557-17 三谷 尊仁	東伯郡北栄町妻波の一部
東伯郡北栄町原830 農事組合法人原東部	東伯郡北栄町原の一部
西伯郡大山町保田14 齋木 幸雄	西伯郡大山町上萬及び保田の一部
西伯郡大山町保田13 石原 貞次	西伯郡大山町上萬及び保田の一部
西伯郡大山町羽田井1619-8 佐藤 修	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町塩津10-1 高見 利洋	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町退休寺185 山根 勝博	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町塩津247 高見 真照	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町退休寺385 荒木 正昭	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町退休寺387-1 小倉 幸雄	西伯郡大山町羽田井の一部

西伯郡大山町豊房1620-1 農事組合法人 豊山会	西伯郡大山町豊房の一部
西伯郡大山町保田8 田中 好道	西伯郡大山町安原、上萬及び保田の一部
西伯郡大山町御来屋300-1 近藤 啓太	西伯郡大山町倉谷の一部
日野郡日南町上石見841-3 小谷 真二	日野郡日南町神戸上の一部

鳥取県告示第456号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

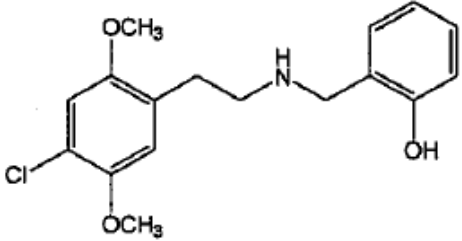
名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成27年度鳥取県中小企業 調査・研究開発補助金審査会	鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助 金の補助対象事業の採択に関する事項	平成27年6月26日から平成28年3月31日 まで	経済産業総室

鳥取県告示第457号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
27-知(1)-12	25C-NBOH	2-[(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類 

鳥取県告示第458号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
27-知(1)-9	30C-NBOMe	平成27年5月26日	平成27年6月1日
27-知(1)-10	25E-NBOMe	〃	〃
27-知(1)-11	RH-34	〃	〃

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第21号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成27年 6 月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成27年 6 月29日（月）午前9時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成27年度アクションプラン（6月補正後）について
 - (2) その他